

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 パナソニック E Wエンジニアリング株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 藤井 和夫
- (3) 所在地 大阪府大阪市中央区城見二丁目 1 番 6 1 号

2 指名停止措置期間 令和 7 年 3 月 2 0 日から

令和 7 年 4 月 1 9 日まで（1 カ月）

3 事案の概要

パナソニック E Wエンジニアリング株式会社は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として、また、工事現場に主任技術者として配置していたことが、建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から、令和 7 年 1 月 3 1 日付けで、監督処分を受けた。

4 指名停止措置理由

建設業法に違反したとして、令和 7 年 1 月 3 1 日、国土交通省近畿地方整備局から監督処分を受けたことは山口市の契約相手方として不適当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 2 9（建設業法違反行為）により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内